

介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定の取り消しについて

介護保険課

このことについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の45の9の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

1 対象事業所

事業者名 有限会社居宅支援事業所ふじの郷

事業所名 デイサービスふかつ（通所介護、第一号通所事業）

所在地 群馬県前橋市粕川町深津1938番地23

事業所番号 1070107089

2 処分の理由

(1) 令和元年度及び令和2年度の介護職員処遇改善加算（Ⅲ）について、算定額に相当する賃金改善を実施せず、法人代表者が虚偽の介護職員の処遇改善に関する実績（以下、実績という。）を作成し、市へ報告した。また、当該加算のその他の算定要件を満たしていないにもかかわらず、不正に加算を請求し、受領した。

（介護保険法第77条第1項第6号に該当）

合計不正請求額1,750,429円

ア 各年度共に介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の算定額に相当する7割以上の賃金改善を賞与にて実施したかのような賞与台帳を作成していたが、立入検査日時点で従業者へ賞与を支給しておらず、法人代表者が虚偽の介護職員の処遇改善に関する実績（以下、実績という。）を作成し、市へ報告した。

イ 各年度共に実績を市へ報告した時点で、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）を適正に納付していなかった。

ウ 各年度共に介護職員処遇改善計画書を全ての職員に周知せず、市へ届け出た。

エ 各年度共に介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の賃金改善対象外の職員に対し、当該加算に関する賃金改善を行った。

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の算定に当たっては、次に掲げる基準のいずれかに適合しなければならないが、いずれにも適合していなかった。

（ア）介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し全ての介護職員に周知している。

(イ) 介護職員の資質の向上支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知している。

カ 介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していなかった。

〈根拠法令等〉

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表6ホ
- ・厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）第24号
- ・介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成30年3月22日老発0322第2号）
- ・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和2年3月5日老発0305第6号）

(2) 通所介護における法令違反（介護保険法第115条の45の9第6号に該当）

介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業と一体的に運営されている指定通所介護事業において、上記(1)のとおり、介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の不正請求（介護保険法第77条第1項第6号に該当）が行なわれた。

〈根拠法令等〉

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の9第6号

3 監査対象期間

平成31年4月から令和3年3月まで